令和８年（フ）第１５０４号
千葉市中央区松波２丁目24番４号　松波県営住宅２棟206号
債務者　栗林　むつ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２４号
千葉県船橋市習志野１丁目９番２号　コーポ千葉201号
債務者　石川　秀雄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３４号
千葉市緑区おゆみ野中央５丁目７番地４　コーポ高久203号
債務者　酒井　　舞
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３９号
千葉市若葉区中田町1041番地１　グループホーム宮田
債務者　木村まさ子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４４号
千葉市緑区おゆみ野１丁目37番地６　マンションみどり102号
債務者　飯田　貴治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４７号
千葉市緑区おゆみ野有吉24番地10　ビューコート学園台201号
債務者　小松　　翠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５６２号
千葉県船橋市上山町３丁目525番地63　ジーライズ船橋上山町３－0101号
債務者　矢原香峰子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７０号
千葉県市川市福栄３丁目14番４－405号（ヴェンアモール）
債務者　宮本　将馬
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７９号
千葉県市川市曽谷５丁目21番10号
債務者　寺田　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８０号
千葉県八千代市大和田新田201番地２　アヴェニール・ロジュマン21－103号
債務者　前田　典子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８３号
千葉市花見川区検見川町５丁目325番地　コーポコグレ２Ｆ
債務者　加藤　進一
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５９７号
千葉県船橋市前原東５丁目50番８号　ルストーレ津田沼105号
債務者　渡邉　瑠南
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６４０号
千葉市稲毛区作草部１丁目９番２号　コーポ笠川101号
債務者　武内　富男
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６６３号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区25棟401号
債務者　川上稚早弥
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４３４７号
大阪府寝屋川市成田南町15番36号
債務者　庵田　眞吾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５８９号
大阪府池田市畑３丁目１番42号
債務者　伊東　孝治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９４号
大阪府箕面市半町３丁目４番39号（301号）東華苑コーポ、前住所堺市南区高倉台２丁27番１－606号
債務者　辻　　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９７号
大阪府東大阪市寺前町１丁目４番32号
債務者　村田　勝士
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部